

「株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置」
に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第 2 類事業※）

※・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の事業

	株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置
令和 3 年 5 月 27 日	配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
6 月 3 日	・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・ 市民意見募集の開始
7 月 2 日	・ 縦覧終了 ・ 市民意見募集の終了（意見なし）
7 月 16 日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
8 月 26 日（本日）	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
（以降）	・ 答申を基に市長意見を作成し，文書にて事業者へ送付 ・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口）
	事業者から配慮書の提出
	・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） （環境影響評価手続の終了）

(参考) 環境影響評価（計画段階環境配慮）の手続の流れ

